

第3 安心して暮らしていけるまちづくり【かわ作き】

1 防災体制の充実 重点

① 治山・治水・砂防事業の推進

■ 現況と課題

- 当町の山岳地帯は、極めて急峻な自然条件にあることから、災害発生箇所や急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流区域などを中心に、災害の未然防止事業を実施しています。
- しかし、県が事業主体となって実施される場合がほとんどであること、また、地理的な条件や工事費等の制約等により、十分な対策、管理が難しい状況にあり、人命や財産を守るため、指定区域の拡大や計画的な予防治山事業を継続的に進めていく必要があります。
- 一級河川は、本砂金川、碁石川（通称：上流太郎川、下流碁石川）、北川、立野川、前川及び支倉川の6河川あり、この内、碁石川、北川、前川の3河川は釜房湖で合流し、名取川に注いでいます。各河川とも出水時における流水は、地形的に急速に低下するため、水害の発生は少ないものの、土砂の流出による被害も一部地域で見られます。
- 今後開発が進むにつれ、山地の保水機能は低下し、河川水量は増大する傾向にあることから、治水事業を積極的に推進し、水害に強いまちづくりが必要となっています。また、各河川とも水の増量により荒廃しており、河床・護岸などの早期整備が望まれています。

■ 基本方針

- ① 災害の未然防止を図る治山・砂防事業の推進
土砂災害を未然に防ぐ治山・砂防対策を推進していきます。
- ② 河川整備の推進
河川改修による流水量の安定化を図るため、河川管理者に対し未改修部分の早期河川改修の促進を働きかけます。また、用排水路などの改修・整備にあたっては、生態系に配慮し、周囲の環境と一体的な整備に努めます。

■主要施策

- 土砂崩壊、地すべり、急傾斜地等災害防止事業の促進
- 農業用施設等の長寿命化対策の促進
- 河川及び農業用排水路改修の促進
- 清水河原用水路改修工事（新規 令和4年～令和6年）

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
地すべり、急傾斜地等防止事業の促進	地すべり等被災ゼロ

■現況と課題

- 当町の常備消防は、2市7町による仙南地域広域行政事務組合で運営されており、当町には大河原消防署川崎出張所に職員16名（令和3年4月1日現在）と、ポンプ車1台、指揮車1台、救急車1台が配置されています。また、救急搬送業務では、救急車の出動件数が増加傾向であり、高齢化社会の進展に応じた救急救命士の配置など、救急業務体制の充実が必要です。
- 町民が安全で安心して生活を送るためには、常備消防だけでなく、消防団との密接な連携が重要となっています。非常備消防の軸で、地域に密着した活動を展開している消防団は、現在6分団、団員定数270名で組織化されていますが、令和3年4月1日現在の消防団員数は237名で、平成23年4月1日現在の消防団員数は262名でしたので25名減となっており、消防団員の定員割れと高齢化が問題となっています。そのため、日中の団員が手薄となっている時間帯の緊急時に備える観点から、平成27年4月より役場班を新たに創設した他、消防団の魅力向上を図り若者の入団を促進するため、法被等のほかに活動服・アポロキャップを貸与するなどして、消防団の強化対策に努めています。非常備消防の消防車両は、普通ポンプ車3台、小型動力ポンプ積載車26台（普通車7台、軽自動車19台）が配備されています。
- 令和3年4月1日現在の消防水利は、防火水槽117基、消火栓126基、その他の水利が38か所ありますが、営農期や冬期等の減水期における消防水利の確保、また、宅地化の進行に対応した消防水利施設の計画的な配置、老朽化した消防水利施設の更新対策が課題となっています。
- 将来的な人口減少や高齢化などの社会情勢の変化や市町村の財政状況等を踏まえ、宮城県消防広域化推進計画に基づき、消防力の充実強化をねらいとして消防本部の広域化に向けた検討が行われています。

■基本方針

①常備消防力の強化

火災等の災害に迅速に対応するため、管内市町と連携し常備消防力の強化に努めます。

②救急体制の強化

急病、交通事故などの救急需要に対応するため、救急医療機関との協力体制を強化するとともに、管内市町と連携し救急業務の充実に努めます。

③消防組織の充実・強化

教育訓練の充実による資質向上とともに、団員が勤める企業の理解や協力を呼びかけ、また福利厚生を充実化し団員の確保を図っていきます。

④消防施設の充実

小型動力ポンプをはじめとする消防装備の充実・強化と計画的な更新を行い、消防体制の強化を図っていきます。

⑤消火困難地域の解消

山間部等の水利の悪い場所における防火水槽の設置を推進するとともに、水道管の更新計画等と連動した消火栓の整備促進及び更新対策を推進します。

■主要施策

- 消防団員の確保・育成
- 消防施設・設備・機器の更新・整備（防災行政無線災害復旧事業を含む）
- 防火水槽、消火栓などの消防水利施設の計画的配置
- 消防団における常備消防との効果的な協調体制の確立
- 消防団協力事業所表示制度の導入・普及促進

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
消防組織の充実	消防団の新規入団者の増加
防火水槽の設置	5年間で8基整備

■消防団員数・防火水槽等の整備状況の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
消防団員数	243	245	241	242	237
防火水槽の整備個数	107	107	107	112	115
消火栓の整備個数	123	123	124	126	126

※各年度の4月1日現在の人数、個数

資料:総務課

③消防・防災体制の充実

■現況と課題

- 当町では、消防署川崎出張所と消防団、婦人防火クラブが協力して広報活動を実施していますが、団員の減少や高齢化により後継者の確保が困難な状況となっています。
- 防災については、非常時における地域間で危機管理体制の充実を図るため、自主防災組織(R3年4月現在12組織)や宮城県が認定する防災指導員(R3年4月現在130人)の育成・支援に努めています。
- 土砂災害については全戸にハザードマップを配布していますが、火山に関するものは気象庁を中心に宮城県、山形県をはじめとする関係自治体と広域協議会を設立し、ハザード情報・避難場所等について調整作業を行っております。
- 大規模災害に備えて、防災備蓄品の計画的な備蓄(循環型備蓄)に努めるとともに、防災協定を締結し緊急時における防災体制の強化を図っています。
- 国土強靱化地域計画に基づき大規模災害に備えたハード・ソフト両面の事業を計画的に実施する財源の確保が課題です。

■基本方針

- ①自主防災組織の育成・強化
自助、共助の強化を図るため自主防災組織や中心的役割を担う人材の育成・強化を図ります。
- ②防災活動への積極的な参加促進
防火・防災訓練への参加を促進するために、広報紙やSNS等を活用した広報活動を推進します。
- ③地域や学校での防災意識の向上
住民の防災意識向上を図るため、地域や学校での防災活動を推進します。
- ④防災対策品の計画的な備蓄による防災対策の強化
防災対策品(非常食、飲料水、生理用品など)の循環型備蓄に努め、防災への備えを強化します。
- ⑤迅速かつ正確な防災情報の発信
宮城県総合防災情報システム、防災行政無線等を活用した情報伝達体制の継続的な確保と今後の在り方を検証のうえ推進します。
- ⑥未曾有の大災害への準備強化
国土強靱化地域計画に基づいたハード、ソフト事業を計画的に実施します。

■主要施策

- 自主防災組織の育成
- 多くの町民が参加する防火・防災訓練への取り組み
- 地域や学校などでの防災教室の開催
- 非常食、飲料水、生理用品など防災対策品の確保
- 迅速かつ正確な防災情報の発信
- 国土強靱化地域計画に基づいた事業の実施

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
自主防災組織の育成・強化	組織確立と組織数の増加
防災意識の高揚	防災活動の認知度上昇



2 安全な町民生活の確保

①交通安全対策の充実

■現況と課題

- 自動車の利用は町民の日常生活にとって不可欠なものである一方で、当町の交通環境は、観光施設・イベントを起因とした国道286号の交通渋滞や、冬期間の積雪や凍結によるスリップ事故多発等の問題を抱えています。
- 公共交通機関の脆弱な地域であるため、都市部と比較し高齢ドライバーの割合が高い傾向です。
- 関係行政機関と広域的な連携を図りつつ、交通安全指導隊や交通安全協会などの協力のもと、啓発活動や交通安全講習会など、行政・地域・職場のそれぞれの立場で、運転者・歩行者双方への交通安全教育と意識啓発の強化に加え、交通弱者に配慮した交通安全運動を展開することが必要です。
- 町が主体となる交通安全施設の整備事業については、地域の声に耳を傾けながら優先順位を確認するなど、効率的かつ効果的な整備事業を維持していく必要があります。
- 交通指導隊や特に交通安全母の会は高齢化や慢性的な担い手不足が続いており、組織の在り方など抜本的な見直しが急務となっています。

■基本方針

①交通安全意識の醸成

安全で安心なまちづくりを推進するため、あらゆる機会を通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭・地域・学校・職場などで交通安全教室を開催するなど交通安全意識の醸成を図ります。

②交通弱者（子供、高齢者）の安全確保

子供や高齢者の交通安全確保をより一層推進するため、関係行政機関・老人クラブ・各小中学校などと連携を密にし、自主的な交通安全活動を促進していきます。

③交通安全施設の整備

交通事故の多発している交差点や見通しの悪い箇所に道路標識の設置や改良等を関係機関に要請していきます。また、道路利用者の安全確保を図る観点から、経年劣化により表示の薄れている区画線の再設置などの安全施設整備事業を実施します。

④交通安全各種団体との連携と運営支援

交通安全の意識を子供から高齢者まで普及徹底させるため、交通安全各種団体との連携を図りつつ、活動を支援していきます。

⑤高齢者ドライバーの安全対策

高齢者の自動車運転機能維持を図るための訓練機会の創出や、運転免許証を返納した者が交通弱者とならないよう、タクシー利用の助成や町民バスの運行維持などを図ります。

■主要施策

- 交通安全教室開催等による交通安全意識の醸成
- 交通弱者（子供、高齢者）の安全確保対策
- 交通安全施設の整備
- 交通安全各種団体との連携と運営支援
- 高齢者ドライバーの安全対策



■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
交通安全意識の醸成	交通事故発生件数の減少

■交通事故発生件数の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人身発生件数	40	25	9	18	16
負傷者数	60	43	19	22	24
死亡者数	2	0	0	1	0

※各年の1月から12月までの件数

※資料:総務課

②防犯体制の充実

■現況と課題

- 当町では、通年にわたり防犯指導隊による夜のパトロールを実施するなど、防犯対策の充実に努めてきました。しかし、ボランティアによる防犯指導であり権限も限られていることから、車に乗ったパトロールのみの実施となっています。また、地区ごとには防犯連絡所（連絡員23名）が設置しています。
- 近年の急激な社会環境の変化は、価値観や生活様式を多様化させ、地域連帯意識の希薄化、犯罪防止の機能及び青少年の規範意識の低下などをもたらしており、その結果、住居等への侵入、非侵入を問わず窃盗等の犯罪や事故が増加しています。安心して暮らせるまちづくりの実現には、行政や警察活動のみならず、町民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、地域社会が連帯し支え合いながら、犯罪が起きにくい環境を整えることが必要です。
- 既設防犯灯のLED化を推進し、省電力化を推進しています。

■基本方針

①防犯体制の充実・強化

防犯指導隊、防犯協会、防犯連絡所並びに警察署の連携を強化し、コミュニケーションづくりを基本とする地域が一体となった防犯体制の充実・強化を図っていきます。また、行政区と話し合いながら防犯灯の適正な配置並びにLED化への更新事業を行っていきます。

②防犯に対する意識啓発

町民への防犯対策の周知や防犯意識を醸成するため、広報活動を通して意識の啓発を図っていきます。

③町民一人ひとりの防犯意識醸成

「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を高めていくことで、町民一人ひとりが防犯意識を持ち、自ら犯罪防止に努めるとともに、地域一体となって安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

④防犯上の配慮を要する子供、女性、高齢者等を犯罪被害から守る

子供、女性、高齢者等を犯罪被害から守っていくために日常生活の中で声をかけ合い、地域で人と人との繋がりをつくり、お互いが見守り、支え合うような町民等の取り組みを促進します。また犯罪情報等を迅速かつ正確に町民へ周知する体制を整備します。

■主要施策

- 防犯体制の充実・強化
- 防犯に対する意識啓発
- 町民一人ひとりの防犯意識醸成
- 子供、女性、高齢者等の犯罪被害防除

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
防犯体制の充実・強化	地域に根付いた防犯体制の確立

■犯罪件数の推移

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
凶悪犯	0	0	0	0	0
窃盗犯	20	19	27	32	17
性犯罪	0	0	0	0	0
その他	12	12	14	6	7

※各年の1月から12月までの件数

※資料:総務課

③消費生活

■現況と課題

- 高度情報通信社会の進展等に伴い、消費者トラブルは、ますます複雑化多様化しています。また、高齢化の進行に加え、民法の改正により令和4年4月には成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえると消費者問題は増加することが危惧されます。このことから、行政側の消費者被害の拡大防止や救済に向けた取組みと、自らの利益の擁護と権利の尊重のため自主的に判断し、行動できる消費者を育成することが不可欠と考えます。

■基本方針

①「消費者意識の啓発と教育」

自らが必要な知識や情報を収集し合理的に行動できる力を育てるため、広報紙や SNS 等で情報提供を行います。

②「消費者相談体制の充実」

消費者トラブルを迅速かつ円滑に解決するため、相談窓口を開設します。

■主要施策

①「消費者意識の啓発と教育」

②「消費者相談体制の充実」

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
消費者意識の啓発と教育	広報紙へ掲載
消費者相談体制の充実	消費生活相談員による窓口開設

3 道路・交通体系の整備

①幹線道路の整備

■現況と課題

- 仙台市に接する当町は、流出就業者の6割近くが仙台市に通勤する状況が示すように、就業の場の多くを仙台市に依存しています。一方、仙台市民の身近な憩いの場として、年間約80万人以上の入園者が訪れるみちのく公園が立地しています。
- 当町では、仙台市との間で人やモノの流れが大きく、この流れをより大きく円滑にしながら一層の連携強化を図ることが、当町の活性化の原動力になると考えられます。
- 仙台都市圏とのより一層の連携強化、交流促進を図るうえで重要な基盤となるのが、仙台市と山形市を結ぶ国道286号です。しかし、茂庭～赤石間の4車線化は完了しているものの、碓石～赤石間の道路整備が遅れているため、早期事業着手が強く望まれています。
- 野上地区のように、集落を迂回するバイパス整備が行われていない箇所については、居住環境の悪化を防ぐバイパス整備が望まれています。
- 当町を南北に縦断し、白石市と岩手県一関市を結ぶ国道457号は、国道4号の機能を補完する南北方向の交通軸として重要な位置づけを持つことから、その整備促進が望まれています。

■基本方針

- ①国道286号（碓石～赤石間）の整備促進
道幅幅員が狭く急カーブが多い区間であり、夜間や冬期間の安全性の確保が難しく、また、交通渋滞の原因となっている国道286号の碓石～赤石間の早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。
- ②国道286号野上バイパスの整備促進
当町を横断する国道286号で唯一バイパス整備が行われていない野上地区に関して、沿道集落の居住環境保全、交通安全等の観点から、バイパス整備に向けて早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。
- ③国道457号の整備促進
国道4号の機能を補完する国道457号の整備に向けて早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。

■主要施策

- 国道286号碓石～赤石間の整備促進
- 国道457号の整備促進
- 野上バイパスの整備促進

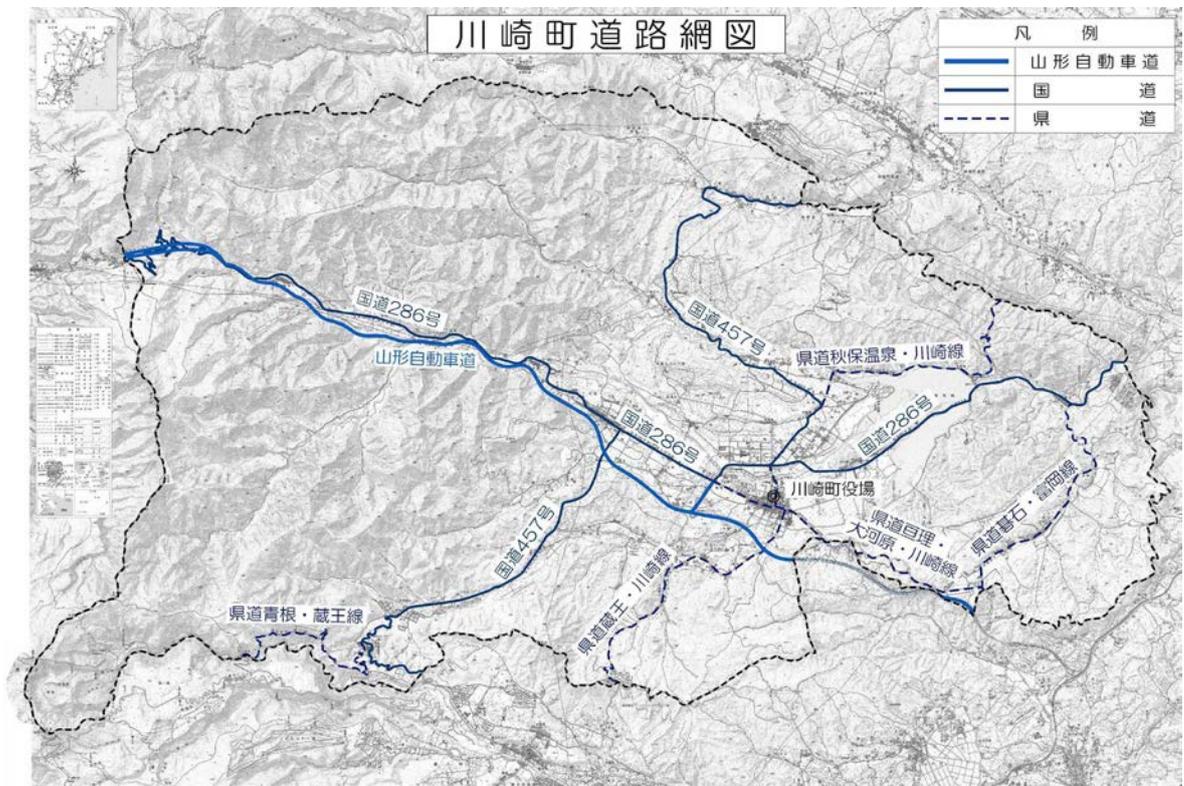
SDGs関連



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
主要施策3項目の整備促進	整備完了

川崎町道路網図



②安全な道路づくり

■現況と課題

- 川内、本砂金地域を通過する国道 457 号は、地域住民にとって大変重要な生活道路ですが、歩道がなく、見通しの悪い部分の改良も遅れており、安全性が高い道路とは言えません。
- 碁石地区を通過する国道 286 号は、街灯や歩道の整備が十分でなく、小・中学校に通う児童・生徒の安全確保のための歩道整備が必要です。
- 当町の国・県道は、集落周辺のバイパス整備などを中心に改良・舗装が進められた車主体の整備であったことから、歩行者の立場に立った安全性の高い道路づくりへの取り組みが十分ではありません。今後は、国・県道の歩道整備に対する積極的な取り組みが必要となっています。
- 冬期の除雪については、住民の協力を得ながら、質的改善に努めていく必要があります。
- 当町が管理する橋りょうは 61 橋（橋長 2m 以上のカルバート含む）あり、うち供用開始後 50 年以上を経過する橋梁が 3 橋存在しています。今後の老朽化の進行により、安全で円滑な交通の確保が困難になることが懸念されるため、定期的な点検及び維持管理計画書を策定していく必要があります。

■基本方針

- ①歩行者の安全性に配慮した道路整備要請の強化
当町の国・県道は、町内と町外を結ぶ幹線道路であるとともに、点在する集落間を結ぶ生活道路の位置づけも持ち合わせた道路です。今までの車中心の道路整備から人間中心の道路整備へと転換し、歩道整備を中心とする歩行者の安全性に配慮した道路整備の実施を、道路管理者である宮城県に要請する活動を強化していきます。
- ②バリアフリー化の推進
歩道整備などにあたっては、高齢者や障がい者等が安心して日常生活を営むことができる環境づくりのため、バリアフリー化を推進します。
- ③道路施設維持管理の推進
安全で円滑な通行を確保するために、計画的に道路施設の点検を実施するとともに、修繕計画書を策定し年次計画にて施設の補修工事を実施していきます。併せて、冬期間の安全な通行を確保するために、地域住民の協力を得ながら、冬期除雪の質的改善を進めていきます。

■主要施策

- 国・県道の歩道、街灯整備の促進と主要町道の歩道整備の推進
- バリアフリー化の推進
- 道路維持管理の向上
- 道路施設の定期点検及び修繕計画策定並びに修繕計画に基づく補修工事の実施
- 除雪に対する主体的な住民参加と質的改善並びに県との協力体制の確保

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
道路管理上の瑕疵による事故件数	0 件

■町・農・林道路線数、総延長の推移

区 分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)
町 道	244	195,034	△26	244	195,022	△12	244	195,020	△2	244	195,017	△3
農 道	106	66,872	0	108	67,992	1,120	108	67,992	0	108	67,815	△177
林 道	32	51,381	0	32	51,381	0	32	51,381	0	32	51,381	0

※資料:建設水道課、農林課

③公共交通体系の維持

■現況と課題

- 公共交通機関の確保と町民福祉の向上を目的に、平成13年1月15日から「かわさき町民バス」の運行を開始し、主に交通弱者の足として年間延べ約4万人の利用実績となっています。なお、町民バスは既存路線バスとの重複を避けた町内循環ルートが主流であり、町外へのアクセスを前提とした運行体系ではありません。
- モータリゼーションの進展や少子高齢化の進行を背景として、既存路線バスの経営は縮小傾向にある一方、新たな交通機関への進出または民間参入は難しいのが実態ですが、平成26年8月からタケヤ交通(株)が路線バスを1日平均10本(仙台駅前間)運行するようになり、仙台市方面へのアクセスに対する利便性が高まりました。

■基本方針

①既存路線の維持

乗車率が低調な不採算地区の運行バスの本数縮小や路線廃止が危惧されるため、民間路線バスも含めた既存路線のPR支援や町民乗車ニーズ分析あるいは乗車率向上提案など、運行会社との情報共有をはじめ、路線バス乗車向上支援対策を通じた乗車数の向上により、路線の維持を推進します。

②町民バスの運行充実

町民のニーズや町民バス運営審議会の意見を的確に捉えつつ、利用者の視点による利便性の向上と現在の車両体制の是非などを検討し、安全で安定した、また、広く多くの町民に利用される町民バス運行体制を図ります。

■主要施策

- 既存路線維持対策の推進

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
既存路線の維持	既存路線乗車数の増加
町民バスの維持・見直し	ニーズに対応した運行体制
公共交通体系の強化	公共交通網整備計画策定

■町民バス利用者の推移

区 分	平成29年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
青根・前川線	6,720	△ 1,947	5,501	△ 1,219	5,789	288	4,204	△ 1,585
笹谷・野上線	6,446	△ 278	7,382	936	8,081	699	6,367	△ 1,714
碁石・支倉線	19,712	△ 3,698	20,053	341	17,935	△ 2,118	14,942	△ 2,993
本砂金・川内線	7,928	△ 1,972	7,280	△ 648	6,025	△ 1,255	3,747	△ 2,278
湯坪線	435	△ 97	314	△ 121	259	△ 55	207	△ 52
下原線	199	△ 86	167	△ 32	117	△ 50	39	△ 78
四ヶ銘山線	745	△ 168	647	△ 98	543	△ 104	404	△ 139
安達線	339	△ 63	228	△ 111	309	81	158	△ 151
町内循環	1,386	△ 415	1,148	△ 238	1,149	1	883	△ 266
合 計	43,910	△ 8,724	42,720	△ 1,190	40,207	△ 2,513	30,951	△ 9,256

※資料：町民生活課

4 計画的な土地利用

①自然的土地利用の保全・活用

■現況と課題

- 当町の地勢は、町域面積 270.77 km² の 80%を占める山岳丘陵地帯と、東部の河岸段丘が発達した山間盆地に分けることができます。一方、集落、農地は山間盆地内を流れる河川の流域に分布して発達してきました。
- 山岳地帯や釜房湖周辺については、国立公園や自然保護に係わる地域指定による開発規制により、その保全が図られてきましたが、最近では、環境保護に対する社会の関心が高まっており、当町の美しい自然環境の保護はもとより、町民が一丸となった取り組みが一層重要となっています。
- 自然とのふれあい活動や自然学習など、地域の自然、生活、文化、歴史にふれる行動が広がりを見せていることから、保全とともにその活用についても推進していくことが必要となっています。

■基本方針

①森林地域の計画的な保全・活用と適正な誘導

当町の森林地域について、林業基盤の整備や森林の保育管理の強化を図りながら、水源涵養や町土保全等の公益機能の維持と強化を図り、自然環境の保全を推進します。また、自然環境等の保全に留意した森林の有効利用を推進します。



■主要施策

- 山の緑の保全や水源涵養など森林機能の向上
- 土地利用規制の適正な運用と自然との調和を考慮した土地利用計画の推進

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
森林整備促進による水源涵養機能強化	2,263ha→増加

②町中心部の計画的な土地利用の推進

■現況と課題

- 裏丁、本荒町、中新町で形成する現在の町中心市街地内は、過去から自然発生的に形成された市街です。現在、特に目立った開発がないため市街地の拡大や町並みに大きな変化は見受けられません。
- こども園の開園や小学校の統合により、文教施設が集中したことに伴い、市街地内道路の交通量が増加したことを踏まえ、歩行者や通行車両の安全確保のため、町道裏丁1号線及び2号線の道路改良事業を実施しました。文教施設の集中や交通の利便性向上に伴い、宅地の造成や住宅の建築が見受けられるようになってきています。
- 人口減少に伴い、町中心部においても空き家が増加しています。
- 町営住宅の建替え事業に伴い、将来、伊勢原住宅団地が空き地となる見込みです。

■基本方針

①宅地利用の推進

今後5年以内に市街地内での開発計画が特に見込まれていないことや、用途混在地でありながらも一定の住環境が確保されている現況に鑑み、計画期間内において都市計画による規制・誘導の必要性が低いと考えられます。

一方で、町中心部は、公共施設や文教施設、医療福祉施設、公共交通の路線が集中していること、道路の拡幅により交通の利便性が向上していることから、宅地利用が見込まれる地域となっています。人口増加や町中心部の賑わいを創出するためにも空き家等の再利用や公共空地の利活用を図ります。

■主要施策

- 空き家の利活用事業
- 町営住宅跡地の有効利用



■関連SDGs



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
公共空地の有効利用	利活用方針の決定

5 快適な居住環境の整備

①安定した給水体制の確立

■現況と課題

- 当町には 8 ヶ所の上水道施設があり、給水区域内に供給を行っています。
計画給水人口は 8,309 人、計画一日最大給水量は 4,565 立方メートルで、令和 2 年度末における給水人口は 8,228 人、給水戸数は 3,196 戸、給水普及率は 98.9% となっていますが、平成 21 年度末と比較すると給水人口が 1,152 人の減、給水戸数は 1,896 戸が減少しており、少子高齢化による人口減少が大きな要因であると考えられます。
- 町民の文化的生活の向上や産業振興にとって、水は欠くことのできない資源ですが、急激な人口減少、節水意識の強まり、雨水・再生水の利用等により、水需要・給水収益が減少し、今後も厳しい水道事業の経営が予想されます。
- 石綿管更新事業は完了しましたが、水道施設や水道管路の老朽化に伴い、修繕整備や布設替工事などの更新投資は続いていくものと思われます。
そのためには、将来の水道事業の理想像を明示・具現化していくため、管路更新計画、投資財政計画を網羅した水道事業基本計画を策定し、現状の把握と経営の見える化に向けて取り組んでいく必要があります。

■基本方針

- ①水道事業基本計画の策定
基盤となる管路更新計画や投資財政計画を立て、計画的かつ安定的に水道事業を運営していくため、水道事業基本計画の策定に向けて取り組んでいきます。
- ②既存施設の整備・改善
老朽化した水道施設や配水管布設替工事を計画的に推進していきます。
- ③水道事業の健全化
経費等の節減に努めるとともに、補助金や起債事業を活用しながら事業を進めていきますが、経営状況によっては適正な水道料金の在り方について検討を行っていきます。
また、上水道の整備が困難な地区においては、井戸水を確保するための経費に対する助成事業を引き続き取り組んでまいります。

■主要施策

- 水道事業基本計画の策定
- 老朽化した施設や配水管の更新工事の推進
- 水道事業会計の健全化
- 飲料水安定確保対策事業（所管：町民生活課、井戸ボーリング設備工事、補助率 2/3、限度額 100 万円）

■関連SDGs



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
上水道有収率	79.0%→88.5%
上水道加入率	98.9%→100%

■上水道普及・給水状況の推移

区 分	給水区域内 人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	1日最大 給水量 (m ³)	1日平均 給水量 (m ³)	1人1日 最大給水量 (ℓ/人)	1人1日 平均給水量 (ℓ/人)
平成 28 年度	8,835	8,535	96.6%	3,528	2,871	414	337
平成 29 年度	8,648	8,471	97.9%	3,495	2,803	413	331
平成 30 年度	8,550	8,413	98.4%	3,848	2,816	458	335
令和元年度	8,437	8,342	98.9%	3,724	2,913	447	350
令和2年度	8,322	8,228	98.9%	4,034	2,847	491	347

※資料:建設水道課

②下水道及び合併処理浄化槽の整備

■現況と課題

- 当町の汚水処理は、公共下水道と合併処理浄化槽を合せて、水洗化率 80.8%となっています。
- 当町の公共下水道事業は、昭和 60 年の供用開始から 36 年が経過しました。この間、着実に事業の進捗が計られ、現在までの公共下水道整備面積は、川崎処理区 415.5ha、青根処理区 13.02ha までに至っており、令和 3 年 3 月末現在の水洗化率は川崎処理区で 94.4%、青根処理区では 61.0%となっています。
- 公共下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置（水洗化）率は令和 3 年 3 月末現在 57.6%（単独処理浄化槽除く）となっています。
- 公共下水道事業の経営は、集落が点在する地理的要件や単独の処理場を有していることから、汚水処理人口に対して事業費が大きく、一般会計からの繰入金頼みの経営が続いています。また、各施設の老朽化も著しいことから、計画的な施設の老朽化対策事業を進めていることに伴い、更なる経営悪化が懸念されます。
- 浄化槽の法定検査について、一部未受検のものがある状況です。また、水質が悪化している浄化槽が毎年数件見つかっています。

■基本方針

- ①水洗化率向上を目指した取り組みの展開
公共下水道区域内の水洗化率 100%を目指します。
公共下水道区域外では水洗化率合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ②公共下水道施設の老朽化対策
施設全体の最適化を図りながら、老朽化が顕著な電気・機械設備を中心に計画的な更新と長寿命化対策事業を行ってまいります。
- ③公共下水道事業の経営健全化
公営企業法の適用により、将来の経営見通しと経営戦略の見直しを実施し、持続可能な経営を目指します。また、一般会計からの繰入金の適正化を図ります。
- ④浄化槽の適切な維持管理の推進
浄化槽法定検査の受検を徹底するため、設置者に対して周知、啓発を行います。また、水質が悪化している浄化槽については、適切な維持管理に努めるよう、設置者に対して改善を求めます。

■主要施策

- 水洗化の推進
- 公共下水道施設（電気・機械設備）の老朽化対策
- 合併処理浄化槽の普及促進と保守点検の徹底
- 公共下水道事業の経営戦略
- 公共下水道事業の地方公営企業法の適用(令和6年度)

■主要施策



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
公共下水道区域内水洗化率	93.9%→100.0%
公共下水道区域外水洗化率	57.6%→ 70.0%
一般会計繰入額（公費負担額）	330 百万円→222 百万円

■水洗化普及率状況の推移

区 分	総人口 (人)	公共下水道区域内				公共下水道区域外			町全体 水洗化率 (%)
		供用開始 人口 (人)	普及率 ※1 (%)	水洗化 人口 (人)	水洗化率 ※2 (%)	人口 (人)	浄化槽 設置人口 (人)	水洗化率 ※3 (%)	
平成 28 年度	8,993	5,783	64.3%	5,413	93.6%	3,210	1,801	56.1%	80.2%
平成 29 年度	8,862	5,621	63.4%	5,263	93.6%	3,241	1,838	56.7%	80.1%
平成 30 年度	8,760	5,566	63.5%	5,209	93.6%	3,194	1,781	55.8%	79.8%
令和元年度	8,654	5,494	63.5%	5,151	93.8%	3,160	1,821	57.6%	80.6%
令和 2 年度	8,535	5,410	63.4%	5,081	93.9%	3,125	1,799	57.6%	80.6%

資料:建設水道課・町民生活課

※人口は各年度の3月31日現在の人口

※1:普及率(供用開始人口÷総人口):公共下水道を利用することができる人の割合

※2:水洗化率(水洗化人口÷供用開始人口):公共下水道区域内の人で下水道に接続した割合

※3:水洗化率(浄化槽設置人口÷公共下水道区域外人口):公共下水道区域外の人で合併処理浄化槽により水洗化した割合

③公園・緑地の整備

■現況と課題

- 当町の公園は、都市公園として近隣公園が1ヶ所（城山公園）、街区公園4ヶ所（青根地区）が計画決定されています。都市公園以外では、国保川崎病院北側の北川河川公園、旧国保川崎病院跡地を活用したひだまり公園、自然公園法に基づく青根自然の森公園その他小規模な児童公園等が13ヶ所設置されています。
- 当町の公園・緑地の配置は、誘致距離を勘案した適切なバランスとはなっておらず、また比較的小規模な公園が殆どであるため都市公園としての機能を十分に発揮しているとは言い難い状況です。
- 町内には緑化された広場がないことから、子供達が安全にのびのびと遊ぶことができる場所の確保が必要との意見があります。
- 公園内に設置されている遊具の老朽化が進んでいくことから、計画的に老朽化対策を実施する必要があります。

■基本方針

- ①既設公園の活用と維持管理の推進
町民の交流の場として、また、子供達の遊び場として、地域住民との協働により既設公園の緑化や維持管理を推進し、誰もが親しみやすく利用しやすい公園の管理を図ります。
- ②河川公園・親水空間の保全の推進
北川の河川公園の保全を推進するとともに、町民が安心して水遊び等ができるよう親水空間の整備を推進します。
- ③子供達がのびのびと遊べる広場の確保
子供達が裸足でも安全にのびのびと遊ぶことができるよう、町民や体育協会、スポーツ少年団等と協力して既存公園等の緑化を推進していきます。
- ④公園内遊具の老朽化対策
公園内に設置している遊具の定期的な点検・整備等による適正な維持管理を図ります。

■主要施策

- 各公園・緑地等の維持管理の充実
- 各種公園施設の適正な維持管理

■関連SDGs



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
遊具の老朽化対策	計画的に実施

6 定住の場の創出

①住宅用地の確保及び住宅分譲地の販売促進

■現況と課題

- 現時点において町内に宅地分譲を目的とした開発行為の申し出はありません。
- 支倉清水向地区に造成した住宅分譲地は、平成 20 年の販売開始から 7 年が経過したものの完売に至らず、今後もしばらくの間未利用地が残ることが懸念されています。

■基本方針

- ①宅地造成未実施（町中心部を除く）
町内に供給可能な宅地が点在しているため、町中心部以外では公共による新たな宅地造成はしません。
- ②支倉清水向地区住宅分譲地の販売促進
これまで以上に営業活動に力を入れながら、定住促進を最優先課題と捉え、販売価格等を抜本的に見直し、住宅分譲地の販売促進を図ります。

■主要施策

- 用途地域の指定と住宅用地供給の誘導
- 支倉清水向地区住宅分譲地の販売促進

■関連SDGs



■目標とする指標（重要業績評価指標（KPI））

区 分	目 標
用途区分	指定
住宅分譲地の販売	1 戸以上

②町営住宅の整備

■現況と課題

- 町営住宅は、令和3年3月末現在、121戸整備されています。
- 当町の町営住宅は、建築後50年を経過しているものもあり、現在、平成22年度に策定（平成26年度に変更）した「町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の建替え事業を実施しています。また、建替えを計画していない北原住宅についても老朽化が進行しており、長寿命化対策が必要になっています

■基本方針

- ①計画的な建替計画の推進
伊勢原、青根厚生住宅及び沼ノ平アパートについては、住宅の建替えを推進します。
- ②計画的な改修計画の推進
北原住宅の雨漏りが顕著となっていることから、屋根の改修を推進します。

■主要施策

- 町営住宅建替事業
- 町営住宅屋根改修事業

■関連SDGs



■目標とする指標（重要業績評価指標（KPI））

区 分	目 標
既設町営住宅の建替え	伊勢原住宅の建替事業の完成
北原住宅の長寿命化	屋根改修事業の完成

7 川崎町らしい景観の保全と創造

① 蔵王連峰の眺望の確保

■ 現況と課題

- 川崎町では、町内各所で蔵王連峰を眺望することができます。蔵王連峰の眺望は当町の景観を構成する重要な要素であり、まちづくりの思想にも「蔵王が美しく見えるまち」を生かす必要があります。
- 「蔵王が美しく見えるまち」をアピールするためには、川崎町を訪れる人が多く利用する場所の利用や景観保全の必要があります。
- 支倉地区では、地域住民が県道沿いにスイセンを植栽し、春には満開のスイセンと雄大な残雪の蔵王山を一望できる「スイセンロード」として、素晴らしい景観が形成されています。
- 近年では耕作放棄地や手入れがされていない山林の増加、国道 286 号では交通量の増加に伴いポイ捨てされるゴミも目立ち、景観の妨げとなっています。
- バイパス沿道については、蔵王連峰の眺望の妨げとならず、眺望景観と調和する建築物の誘導も必要となります。これに対し、国道 286 号バイパスは主要幹線道路として整備された道路であり、広域的な施設立地が可能な道路で、このまま放置すれば、バイパス沿いにロードサイド型店舗が立地する日本各地で見られるような画一的な土地利用に変化していくことが予想されます。

■ 基本方針

① 蔵王連峰と調和した景観づくりの推進

素晴らしい蔵王連峰の景観をまちづくりに生かすため、道路沿いへの花の植栽や清掃活動、手入れがされていない農地や山林の除草等を地域住民と協力しながら推進していきます。

② 景観と調和した建築物等の誘導

バイパス沿道や町中心部、釜房湖周辺地域は、蔵王連峰の眺望が美しい区間であることから、川崎町景観条例に基づき、建築物の高さ、意匠、色彩など景観に配慮した建築物の誘導を推進します。

■ 主要施策

- 町民との協働による道路沿いへの花の植栽や清掃活動の推進
- 町中心部（バイパス沿道を含む）と釜房湖周辺地域の景観形成の推進

■ 関連SDGs



■ 目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
主要道路沿線における花の植栽や清掃活動	継続実施
景観条例に基づく届出	景観意識の向上

②河川景観の保全

■現況と課題

- 溪流釣りが盛んな当町では、町を流れる河川の多くで、自然護岸や水辺植生による美しい水景を見ることができます。このような自然の河川景観を守っていく必要があります。
- 北川においては上流部でもゴミの散乱が目立ち、河川景観が阻害されはじめています。
- 今後必要となる護岸整備などの河川整備の実施にあたっては、極力自然への影響を少なくする方法を用い、自然環境に調和した河川整備を進める必要があります。

■基本方針

- ①手つかずな河川景観の保全の推進
自然護岸や水辺植生による美しい水景を可能な限り保全していきます。
- ②自然にやさしい河川整備の推進
河川に生息・生育する動植物に配慮した河川整備を推進します。
- ③水の大切さに対する意識の啓発
関係団体と協力して、町民や下流域に居住する都市住民を対象に、水の大切さに対する意識の啓発を図っていきます。

■主要施策

- 手つかずな河川景観の保全の推進
- 自然にやさしい河川整備の推進
- 水の大切さに対する意識の啓発
- 地域住民参加による河川維持の推進



■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
住民による河川や側溝の清掃活動	1回/年以上実施

③ 笹谷街道の松並木の保全

■ 現況と課題

- 町中心部から野上地区にかけての国道 286 号は、歴史街道の面影を残す松並木が両側に続き、今宿地域のランドマークであるシシナゴ山とともに、当町の代表的な景勝地となっています。しかし、交通量の増加や大型車の通行等により、松が傷み、かつてのような松並木の景観が崩れつつあります。
- 当町を代表する歴史的な景観であり、歴史街道の面影を残す松並木の保全が望まれています。



■ 基本方針

- 笹谷街道の松並木の保全と育成
当町を代表する歴史的な景観であり、歴史街道の面影を残す松並木の保全を推進していきます。

■ 主要施策

- 笹谷街道の松並木の保全と育成

■ SDGs関連



■ 目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
既存松並木の保全	病虫害被害ゼロ

8 自然環境の維持・保全

①自然環境の保全

■現況と課題

- 我々の行動は、何気ない日常生活であっても、当町の貴重な自然を損なうことに繋がる場合があるため、町民一人ひとりの自然保全の意識を高める必要があります。また、自然環境を維持・保全するためには、土地利用調整機能の強化による環境保全と開発の調和、環境美化活動や水質保全運動など、自然の保護・保全対策の総合的な実施が必要となっています。
- 特に、当町の価値を失わないために、『大都市から不要なものを持ち込んではいけない町』と誰もが思うよう、イベントや学習会などを積極的に実施するとともに、幼児、児童、学生にも当町の自然環境の保全を認識できる機会を積極的に与える施策展開が必要です。
- 林業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、私有林を中心に森林組合への施業委託の件数が増加していますが、未だに間伐、保育が適切に実施されていない林が多く見られます。特に、所有規模の小さい所有者や不在所有者の森林は、適切な管理が行き届かず放置されている場合もあり、これらの森林整備では森林組合や林業後継者の果たす役割はますます重要となっています。
- 林業と木材産業の一体的な活性化、森林空間、景観等を最大限に活用した総合的な林業の展開など、地域住民などの広範な関係者の連携と参加による森林整備・林業振興への取り組みが必要となっています。

■基本方針

- ①自然環境の保護・保全対策の推進
継承すべき自然環境を後生に残すため、自然環境を保全する条例や指針の樹立や、環境美化運動、水質保全運動などと連携した自然環境の保護・保全活動を展開していきます。
- ②環境教育の推進
社会教育の一環として、環境問題に対する学習体験の場の充実に努め、環境教育と保全意識の啓発を推進します。
- ③住民参加による森林整備の推進
地域住民及び都市住民が森林とふれあう機会を設け、水源涵養に係る森林整備の重要性の啓発を図ります。
- ④森林環境譲与税を活用した意向調査・集積
間伐や保育等適切な経営管理が行き届いていない森林について、森林所有者の意向を確認して、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の促進を図ります。

⑤関係機関・団体等との連携による取り組みの推進

川崎町有する自然環境と観光スポットでもある釜房ダム及びみちのく公園等を通して、水の大切さや自然の素晴らしさを楽しみながら学び、地域の良さを再発見し、体験や交流などを感じ取れる事業を推進します。

■主要施策

- 森林環境譲与税を活用した森林整備事業の推進

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
自然環境保全の推進	条例・指針の制定
環境教育の推進	環境保全学習会の参加数の増加
上下流連携の推進	都市住民交流会等の継続実施



②森と水を守る植林と河川の水質保全の推進

■現況と課題

- 森林等の緑には、水源涵養、大気浄化、二酸化炭素吸収など、多面的で非常に優れた環境保全のための公益的機能があります。特に当町においては、水資源の涵養を担う自然のダムとして、その保全事業は積極的な取り組みが望まれています。
- 当町を流下する碁石川、北川、立野川、前川及び本砂金川は、蔵王連峰の深い緑に支えられた豊かな自然環境が水源となり、どの川も清流が流れる当町の豊かな自然環境を示すバロメーターとなっています。
- 碁石川（通称：上流太郎川、下流碁石川）、北川、立野川、前川が流れ込む釜房湖は、仙市民等の水源として昭和45年に完成し、現在まで仙市民の水がめとして上水道の供給を行っており、今後とも釜房湖の水質保全を図る必要があります。
- 当町の森林に対して、木や森を守ることは水を守ることであるとの認識に基づき、森を守るための育林や植林に取り組む必要があります。

■基本方針

①上流域の水源地保全の推進

当町の西側丘陵部の一部に見られるブナ林の伐採等に関しては、山の保水力、浄化力機能の低下を防ぐため、流域を把握しつつ、関係機関と調整を図りながら、開発抑制に向けた取り組みを実施していきます。

②上流域の水源地育成の推進

開発に伴う木の伐採については極力抑制し、「伐採した分だけ植林する」をテーマに働きかけを行います。併せて、保水力の高いブナなどの落葉広葉樹の植林は、これまでの取り組みからほぼ整備が完了したため、今後は育林を積極的に推進していきます。

③中流域における水質保全の推進

公共下水道の普及と浄化槽設置事業を推進し、公共用水域への家庭雑排水の流入を防ぎ、水質の保全を図ります。また、河川の水質汚染対策に取り組むとともに、敷地内の水路へのゴミ捨て防止など、住民の意識付けを行っていきます。

■主要施策

- 水源地の開発抑制の推進
- 水源地の落葉広葉樹育林の積極的な取り組み
- 水質保全に対する住民意識の向上

■SDGs関連



■ 目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
落葉広葉樹の育林	継続実施



■現況と課題

- 当町の豊かな自然環境を保全し、活用していくためには、自然を知ることが大切であることから、環境教育の充実を図るとともに、生涯学習としての環境学習を推進する必要があります。
- 5本の川が町内を流れる当町にあっては、今以上に河川を意識した新しい生活のスタイルづくりが望まれています。特に子ども達を対象に、水面をながめ、水の流れに耳を傾け、水辺に降りて水にふれるといった機会を増やし、自分の体験を通して自然を学べる取り組みが必要です。
- 上流域である当町とその下流域である仙台市について、河川環境維持や水質保全に対する意識高揚を広げていくための交流が必要です。

■基本方針

①環境教育・学習の推進

環境について学び、理解し、環境に対する意識と行動を変えるために、自然観察会、住民参加の環境調査の実施など、環境学習に対する機会を提供し、学校を核とした環境教育・学習を推進します。

②水辺空間の確保

河川空間は自然に親しめる大切な地域資源との認識のもと、河川改修に併せ、河川とのふれあいを推進する水辺空間の確保を推進します。

③水源涵養教育事業への取り組み

水源と利水者の連携による水源涵養事業（森林環境保全）を推進します。また、河川環境の維持及び水質保全を目的とする事業主体間（国・地方公共団体・NPO・民間）の交流機会の確保を通して年間の意思疎通を図るなど、連携した水源涵養教育事業の展開を促進します。

■主要施策

- 環境教育・学習の推進
- 環境保全型水辺空間の確保と整備
- 水源保全促進関連団体間の交流事業



■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
環境教育・学習の推進	環境保全意識の向上
水源涵養事業の見直し	横断連携事業の実施

■現況と課題

- 近年、異常気象は世界中で発生しており、日本国内においても猛暑や豪雨による自然災害の被害が甚大化など、気候変動の影響は顕著になってきています。2015年に合意されたパリ協定を初めとし、全世界で地球温暖化を人類の緊急かつ最大の課題として、対応していかなければならないことが認識されています。
- 地球温暖化対策として、限られた資源を無駄にしないために公共施設はもとより各家庭や町内の各事業所での省エネルギー化を推進するとともに、化石燃料を由来としたエネルギーからの脱却を推進するため、再生可能エネルギーやバイオマスエネルギー等の新エネルギーへの転換を図り、脱炭素社会へ向けて行動します。
- 再生可能エネルギーの発電施設で発電した電気を、国が決めた価格で買い取ることを電力会社に義務付けた固定価格買取制度の創設以降、川崎町内にも太陽光発電施設の建設が盛んになっています。
- 一方で、住民への説明不足等による事業者と住民間のトラブルが全国各地で発生していることから、自治体は再生可能エネルギー発電事業が住民の生活に及ぼす影響や災害時のリスク等を事前に把握し、住民に考慮しながら適切に事業管理することが求められています。

■基本方針

- ①省エネルギー化の推進
エネルギーの効率的な利用につなげるため、国・県などの施策との協調を図りながら、公共施設、家庭、事業所の省エネルギー化を推進します。
- ②新エネルギーの利用促進
既存の化石燃料への依存から脱却するため、太陽光発電などの再生可能エネルギーやバイオマスエネルギー、水素エネルギーの利用を公共施設のみならず、企業や町民まで浸透させます。
- ③川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の運用
当該条例を適切に運用し、再生可能エネルギー発電事業が川崎町の豊かな自然環境と共生した事業となることを目指します。
- ④脱炭素社会の実現
人のみならず全ての生物にとって緊急の課題である気候変動問題に対応するため、国際的な目標を達成するべく、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指します。
- ⑤気候変動への対応
気候変動に対する緩和策の実施の実施だけでなく、温暖化に備え各分野における適応策の検討を行い、影響による被害の回避や低減に繋がります。

■主要施策

- 省エネルギー化の推進
- 新エネルギーの利用促進
- 川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の運用
- 脱炭素社会の実現に向けた啓発活動の推進
- 気候変動への適応策の検討と周知

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
脱炭素社会化への移行	各種施設等の省エネルギー化と新エネルギーの利用促進及び脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成を行う。
各施設等の二酸化炭素排出量の削減	施設や公用車等から排出される二酸化炭素について、地球温暖化対策実行計画で目標と定めた削減量を達成する。
気候変動に対する適応策の検討と周知	地球温暖化に備えて各分野における適応方針を検討・周知する。



写真：公共施設に設置した太陽光発電パネル



写真：事務室や長時間使用する部屋の照明をLEDに変更

9 環境衛生の充実

①循環型社会の推進

■現況と課題

- 令和2年度の町民一人当たりの一般廃棄物排出量は一日 834 g、資源ごみの割合は 14.5%となっており、いずれもここ数年横ばいの状況です。排出量については県内では少ない方ですが、資源ごみの割合が低く、今後も徹底したごみの分別を周知するとともに、ごみの減量化に関する取組みも積極的に実施する必要があります。
- 4R「リフューズ：断る」「リデュース：少なくする」、「リユース：再使用する」、「リサイクル：再生利用する」を事業者や町民と共に取り組み、循環型社会の実現を目指すとともに、最終処分される廃棄物の削減に繋がります。

■基本方針

①適切なごみ分別と減量化

限りある資源を有効活用するために、各家庭における適切な分別の徹底化を図るとともに、ごみの減量化に関する事業を定期的実施する。

②循環型社会の推進

町民や事業者へ4R活動の意識を醸成し、循環型社会の実現に向けて行動するとともに、環境負荷の低減や最終処分場の延命化に繋げる。

■主要施策

- ごみの適正な分別の周知と指導の徹底
- ごみ減量事業の実施
- 4Rの推進

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
町民1人1日当たりのごみの排出量の減少及びごみ分別の徹底	資源ごみの割合を19%以上にする。 ※令和2年の実績値14.5%

■ごみ処理状況の推移

区分	人口 (人)	総ごみ量(一般廃棄物)(t)						粗大ごみ (t)
		生活系ごみ(t)			事業系ごみ(t)			
		可燃	不燃	資源	可燃	不燃	資源	
平成30年度	8,760	1,335	59	368	860	10	33	18
令和元年度	8,654	1,322	53	352	843	11	30	14
令和2年度	8,535	1335	64	356	792	12	23	19

※人口は各年度末時点の人数

資料:町民生活課

■4Rとは

4Rとは①Refuse「リフューズ」、②Reduce「リデュース」、③Reuse「リユース」、④Recycle「リサイクル」の頭文字の4つのRから4Rと呼ばれています。

①Refuse（リフューズ）断る＝ごみになる物は発生源から断つ

- *水筒・マイボトルを持ち歩いて、びん・缶・ペットボトル飲料の購入を控えよう
- *マイバッグを持ち歩いて、レジ袋を断ろう
- *過剰包装を断ろう
- *買い物メモを作るなど、計画的な買い方をしよう

②Reduce（リデュース）少なくする＝ごみとなる物が少なくなるよう行動する

- *食品はトレイやパックに入ったものはなるべく買わず、ばら売りのものを選ぼう
- *洗剤やシャンプーは容器入りを毎回買わず、詰め替え用を選ぼう
- *食材を買い過ぎて冷蔵庫で腐らせない、料理を作り過ぎない、食べ残さない

③Reuse（リユース）再使用する＝繰り返し使用する。修理したり、人に譲ったりする

- *フリーマーケットやリユースショップを利用しよう
- *イベントをする際は食器の持参を呼びかけたり、リユース食器を使用したりしよう
- *使わなくなった服は、町の衣類回収事業で納めよう

④Recycle（リサイクル）再資源化＝きちんと分別する。リサイクル品を買い資源を循環させる

- *紙類、容器包装プラスチックは、可能な限りもやせるごみではなく、資源ごみにする
- *びん・缶・ペットボトルなどは、きちんと分別して出そう
- *再生資源を使った環境にやさしい商品を選ぼう
- *リサイクルに積極的な店舗を利用しよう

①～④の順に1人ひとりが継続的に取り組むことが重要です。

■現況と課題

- 地区内で一斉清掃を実施しているほか、公園等の環境美化、衛生活動など、美しいまちづくりのための美化活動を町民参画のもとに進めています。
- 道路や林道の定期的なパトロールや監視カメラの設置等、不法投棄の監視体制を強化しています。
- 生活環境を衛生的に保つため、衛生施設の環境整備や水質保全対策、防疫事業に取り組む必要があります。

■基本方針

①環境美化活動の支援強化

各地区で定期的に行われている清掃だけでなく、ボランティアや民間企業・任意団体等が行う環境美化に関する活動全般に支援を行います。

②不法投棄防止対策の強化

定期的なパトロールにより、監視体制を強化するとともに、不法投棄防止看板や監視カメラの設置など対策の充実を図ります。

③衛生対策の推進

生活環境の衛生を保つため、住民と協力して防疫事業を実施します。



■主要施策

- 地域住民やボランティア等の協力による環境美化・衛生活動への支援
- パトロールの実施及び監視カメラの設置等による不法投棄対策
- 生活環境の衛生に関する保全事業と害虫駆除等の防疫対策の実施
- 川崎斎苑の環境整備

■SDGs関連



③公害の未然防止

■現況と課題

- 当町では、現在まで特に大きな問題となる公害は発生していませんが、今後も行政、町民、事業者が一体となって豊かな自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。
- 当町の大気、水質、土壌を守り、次世代の人々が安心して暮らせる社会を構築し持続させていくためには、大気、水質、土壌の汚染を招くような行為を禁止する必要がある、環境に配慮した公害を発生させる心配のない企業の誘致など、総合的な施策展開が望まれています。
- ダイオキシン類が物を燃焼する過程などで発生することを踏まえ、野焼き禁止の周知徹底と法の基準に適合したごみ焼却施設での焼却の推進を町民とともに取り組みます。

■基本方針

①野焼き防止の周知

廃棄物の野焼き禁止の周知と、法の基準に適合した焼却施設での焼却を推進し、ダイオキシン類をはじめとした有害物質による大気や土壌汚染の防止に努める。

②工場等における公害防止対策の推進

環境に配慮した企業誘致を進めるとともに、工場の届出等の厳密化を推進します。

■主要施策

- ダイオキシン対策意識の高揚
- 工場等の届出等に対する事前意識の強化
- 公害の防止

■SDGs関連



■目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
野焼き禁止の周知	野焼き件数の減少

●屋外でものを燃やしたりしていませんか？



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野外焼却は禁止されています！



写真：野焼き現場の写真（異臭と有害物質をまき散らし、遠方からでも黒煙が視認できる）

■野焼きの禁止について（廃棄物の処理及び清掃に関する法律から抜粋）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの